

山林における民法 251 条に関する裁判例

森林窃盗被告事件

昭和 2 年 6 月 6 日／大審院／第 2 刑事部／判決／昭和 2 年（れ）555 号

共有者は各自の持分に従い目的物を使用収益することができるが、他の共有者の同意がない場合は共有物に変更を加えることはできない。共有の目的物が山林である場合において、林木を伐採する行為が、山林を需要に供し、又は果実を収得するに留まらず、山林を毀損するものとなれば、共有物に変更を加えるものにほかならない。

共有権確認及伐採禁止並損害賠償請求ノ件

大正 8 年 9 月 27 日／大審院／第 3 民事部／判決／大正 8 年（オ）648 号

立木の共有者の 1 人が他の共有者の同意を得ないで、単独所有のように任意に処分することはできないとは言っても、立木は数量的可分物であるため、共有持分を分割して、単独所有のような状態にあれば、他の共有者はもはや伐採を禁止する権限はない。